

常勤役員に関する規程

常勤役員の就業に関する規程

常勤役員報酬・退職慰労金規程

一般社団法人燕西蒲労災防止協会

常勤役員の就業に関する規程

この規程は、一般社団法人燕西蒲労災防止協会の常勤役員の就業に関する事項を定めたものである。

1. 勤務等

勤務時間、休日、特別休暇等については職員の就業規則に準じる。

2. 報酬については次のとおり支給する

- 1) 報酬(給与)は、別に定める。
- 2) 退職慰労金は、別に定める。

3. 退職

常勤役員の在任は65歳までとする。

ただし、専務理事その他これに相当する職にあるもので特別の事情がある場合、この限りでない。

この場合においても70歳到達日における役員在任期間までとする。

- 付則
1. この規程は平成15年12月13日から施行する。
 2. この規程は平成25年2月2日から施行する。

常勤役員報酬・退職慰労金規程

(目 的)

第1条 この規程は一般社団法人燕西蒲労災防止協会の常勤役員の報酬(給与)及び退職慰労金について定める。

(報酬の区分)

第2条 役員の報酬は、年俸及び通勤手当とする。

(給与の支払い方法及び支給日)

第3条 報酬は、月額及び期末(夏期及び年末)に支給する。

2. 月額給与は毎月 25 日に支給し期末分は職員の賞与の支給日に支給する。

なお、支給日が休日に当たる時は順次繰り上げる。

3. 新規に就任の場合におけるその月の給与は、その任命の日から日割り計算により支給する。

4. 退職した場合におけるその月の給与は、最後に出勤した日までとし、日割り計算により支給する。

(端数の取り扱い)

第4条 給与の計算に当たり円単位未満の端数が生じた時は、計算の終わりにおいて円単位に切り上げる。

(報 酬)

第5条 常勤役員の報酬は、別表のとおりとする。

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、勤務地の最寄の駅から居住地の最寄の駅の通勤に要する運賃等に相当する額とする。ただし、片道 1.5 k m未満は支給しない。

(退職慰労金)

第7条 退職慰労金は、次のとおりとする。

退職慰労金は、次の基準額に当該役員在職年数に応じて計算する。

1) 在職 1 年につき、専務理事 150,000円

2) 在職 1 年につき、常務理事 100,000円

2. 2 役位以上に在任した場合は、相応役位の基準額による算出額とする。在任年数に 1 年未満の端数が出たときは月割りを持って計算、1 ヶ月未満は 1 ヶ月として計算する。

3. 当該役員の勤務形態が週1日以下の出勤の場合は、通常の計算の半額を目途とする。
4. 退職慰労金は協会の財務状況により、正副会長会議の決定に基づき支給金額を増減又は支給しないこともある。

付 則

1. この規程は平成25年2月2日に改定（役員報酬）施行する。
2. この規程は平成25年4月1日に改定（団体名称変更）施行する。
3. この規程は平成26年7月28日に改定（退職慰労金）施行する。

別表

常勤役員の報酬支給基準

1. 役員報酬は正副会長会議によって決定する。
2. 支給基準は役員別に支給基準を定め、上限、下限の範囲内で行う。
3. 職務執行者が自主的に報酬を辞退する場合に限り決算の結果をみて職務執行者の判断に基づき解除する。ただし、事後、会長に報告するものとする。
4. 当年度剰余金が生じた場合、剰余金の金額を勘案して、当年度の減額相当額を補正処理するものとする。
5. 役員の報酬は必要により見直すことがある。

役員報酬基準

| 専務理事 | 常務理事 | 理事 |
|-----------------------|-----------------------|-------------------|
| 2,600,000～3,840,000 円 | 2,400,000～3,600,000 円 | 300,000～500,000 円 |

- ①年齢、経験、知識等を勘案し、その都度決定する
- ②上限は職員給与とのバランスを考慮して決定する
- ③60歳未満については、上限基準を参考にして決定する。

付 則 1. 実施日

1. この規程は平成 17 年 12 月 2 日改定実施する。
2. この規程は平成 25 年 2 月 2 日改定実施する。